

福知山市上下水道部公告第53号

一般競争入札の実施について

福知山市下水道施設ほか維持管理業務に係る契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり一般競争入札の実施を公告する。

令和8年1月28日

福知山市上下水道事業管理者職務代理者
上下水道部長 神内 明宏

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 福知山市下水道施設ほか維持管理業務
(2) 業務場所 福知山市 上荒河ほか 地内
(3) 業務概要 別紙仕様書等のとおり
(4) 契約の種類 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約とする。この契約の締結の日に属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者はこの契約を変更し、又は解除することができる。
(5) 業務履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

2 入札参加者の形態等

入札に参加できる者の形態は、2者以上から構成する企業（以下「構成員」という。）による共同企業体とし、その運営形態や代表構成員の選定は次のとおりとする。ただし、共同企業体の構成員は、本件入札に係る他の共同企業体の構成員となれない。

- (1) 共同企業体の運営形態は、各構成員が対等な立場で一体となって業務を遂行する共同管理方式とする。
(2) 入札に参加する共同企業体は、代表構成員を選定するものとする。
(3) 入札に参加する企業体の構成員の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役）、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている

場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他この号ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 参加者の構成等

参加者の構成は次のとおりとする。なお、一部業務の再委託については、本市の承諾を得た上で認めることとする。

(1) 参加者は、2者以上の複数の企業により構成される共同企業体とする。なお、一部の業務において再委託を行う場合は、業務種別の再委託先企業を明確にすることとする。

(2) 共同企業体は、構成員の中から代表構成員1者を定め、代表構成員が一般競争入札参加資格等確認申請書類を提出し、代表構成員及びその他の構成員の企業名を明確にすること。

(3) 代表構成員は、本業務を遂行する上で代表的な役割を果たす企業として、下水道処理施設管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されている企業とする。

(4) 参加者である構成員は、他の共同企業体の構成員と重複することはできない。なお、再委託先企業についても他と重複して参加することはできない。

4 入札に参加する企業体の構成員の資格

入札に参加する企業体の構成員に必要な資格は、次のとおりとする。

共同企業体構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。なお、再委託を予定している場合は、再委託先企業についても次の（1）、（3）から（7）まで及び（8）の有資格や類似実績を満たすこと。

(1) 令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和7年度福知山市指名競争入札参加資格者名簿で「下水道及び集落排水施設点検・管理（浄化槽含む）」及び「下水道及び集落排水施設運転」に登録されている者のうち、福知山市内に本社又は本店を有する者であること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 本業務の入札参加申請時に、福知山市指名競争入札参加資格者指名停止取扱要綱（平成15年福知山市告示第137号）の指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 構成員となる企業の複数が、下水道処理施設管理業者登録規程の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。

(6) 構成員となる企業は、産業廃棄物収集運搬業や一般廃棄物処理業（し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬）等の本業務履行に必要となる法令上の許可・認可等を受けていること。

(7) 法人税、消費税及び地方消費税、府税、市税等を滞納していないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表構成員として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体でないこと。

(9) 構成員は、次に掲げる条件を満たすこと。

ア 構成員と直接的かつ控除的な雇用関係のある、次の資格等を有する者を専任で配置できること。

(ア) 代表構成員が、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める資格を有する技術者を総括責任者として配置できること。

(イ) 複数の構成員が、下水道法施行令第15条の3各号に定める資格を有する技術者を副総括責任者として2名以上を配置できること。

(ウ) 全ての構成員が、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第10条第2項に定める資格を有する技術者を配置できること。

(エ) 複数の構成員が、地方共同法人 日本下水道事業団が行う「下水道管理技術認定試験（管路施設）」の合格者を配置できること。

(オ) 複数の構成員が、公益社団法人 日本下水管路管理業協会が行う「下水管路管理主任技士」、「下水管路管理専門技士（清掃）」及び「下水管路管理専門技士（調査）」の資格を有する者が配置できること。

(カ) 複数の構成員が、公益社団法人 日本洗浄技能開発協会が行う「産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）」の技能検定合格者が配置できること。

(キ) 全ての構成員が、「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者」の資格を有する者が配置できること。

(ク) 複数の構成員が、「第2種電気工事士」以上の資格を有する者が配置できること。

イ 構成員のいずれかが、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場において、次の要件の全てを満たす運転管理業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体から直接受託し、元請業者として平成22年4月1日から令和7年3月31日までの15年間において、5年以上の契約履行実績を有する者であること。

(ア) 標準活性汚泥法と同等以上の処理方法を採用し、下水処理能力水量が1日当たり60,000m³以上の終末処理場において、水処理施設と汚泥濃縮前処理設備の工程を有する汚泥処理施設とを併せた一連の運転管理業務

(イ) 合流式下水道が接続されている終末処理場における運転管理

(ウ) 雨水排水ポンプの運転管理業務

ウ 構成員のいずれかが、下水道法第2条第6号に規定する終末処理場において、次の要件の全てを満たす運転管理業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体から直接受託し、元請業者として平成22年4月1日から令和7年3月31日までの15年間において、5年以上の契約履行実績を有する者であること。

(ア) オキシデーションディッチ法の処理方法を採用し、下水処理能力水量が1日当たり2,000m³以上の終末処理場において、水処理施設と汚泥濃縮の工程を有する汚泥処理施設とを併せた一連の運転管理業務

エ 複数の構成員が、次に掲げる処理方式を採用している農業集落排水処理施設及び浄化槽法上の浄化槽（地方公共団体が所有するものに限る。）のいずれかの施設において、複数の施設の運転管理業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体から直接受託し、元請業者として平成22年4月1日から令和7年3月31日までの15年間において、5年以上の契約履行実績を有する者であること。

(ア) オキシデーションディッチ方式

(イ) JARUS I型

(ウ) JARUS I96型

(エ) JARUS III型

(オ) JARUS III96型

(カ) JARUS X1型

(キ) J A R U S X IV96 型

(ク) F R P 合併浄化槽

オ 複数の構成員が、汚水中継ポンプ場及びマンホールポンプ場のいずれかの施設において、運転管理業務（処理区域内運転管理業務の一部も含む。）を地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体から直接受託し、元請業者として平成22年4月1日から令和7年3月31日までの15年間において、5年以上の契約履行実績を有する者であること。

カ 構成員の全てが、下水道管路施設において、浚渫等の日常的維持管理業務（処理区域内管理業務の一部も含む。）を地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体から直接受託し、元請業者として平成22年4月1日から令和7年3月31日までの15年間において、5年以上の契約履行実績を有する者であること。

キ 構成員のいずれかが、下水道管路施設において、テレビカメラ調査等の業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体から直接受託し、元請業者として平成22年4月1日から令和7年3月31日までの15年間において、5年以上の契約履行実績を有する者であること。

ク 複数の構成員が、浄化槽汚泥の収集・運搬の許可を福知山市長から受けている者であること。

ケ 構成員の全てが、緊急時の初期対応として、おおむね1時間以内に応急復旧を開始する体制を確保できる者であること。

コ 構成員の全てが、次のいずれかの資機材を自社で保有している者であること。

(ア) 強力吸引車

(イ) 高圧洗浄車

(ウ) 汚泥運搬車

(エ) 揚泥車

(オ) 管口カメラ

(カ) 管内調査用テレビカメラ（自走式含む。）

5 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、次のとおり申請をし、入札参加資格の確認を受けなければならぬ。

(1) 申請期間

公告日から令和8年2月12日（木）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 提出先

〒620-0876

京都府福知山市宇堀（水内）945

福知山市上下水道部経営総務課管理係

(3) 提出方法

持参又は郵送による提出とする。ただし、郵送で提出する場合、申請期間内に（2）提出先へ必着とする。

(4) 提出書類

ア 一般競争入札（共同企業体方式）参加申請書兼誓約書（様式1）

イ 委任状（様式2）

ウ 構成員毎の下水道施設ほか維持管理業務に必要とする資格等に関する調査票（様式3）

エ 前項第6号に定める許可・認可を証する書類の写し

オ 前項第9号アに定める資格書類の写し

カ 前項第9号イからクまでに定める条件を満たすことを証する書類の写し

（5）入札参加資格の有無

- ア 入札参加資格が「無」と確認された者には、令和8年2月16日（月）午後5時までにファックスによる送信又は電話連絡により通知する。また、後日その理由書を送付する。
- イ 入札参加資格が「有」と確認された者には、令和8年2月16日（月）午後5時までにファックスによる送信又は電話連絡により通知する。また、後日「入札参加資格者証」を交付し、入札参加通知書を送付する。

6 入札及び開札日時並びに場所

（1）日時

令和8年2月26日（木）午後1時30分から

（2）場所

福知山市上下水道部庁舎3階301会議室

7 入札方法等

- （1）入札執行については、地方自治法、令及び福知山市財務規則（昭和54年福知山市規則第1号）の規定により行う。
- （2）本件入札者は企業体の代表構成員とする。
- （3）入札の方法は、代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出することとする。
- （4）開札は、入札者又はその代理人の面前で行う。
- （5）入札者は、一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- （6）入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表面に「入札書在中」と朱書するとともに、契約名及び入札者の商号又は名称を記載し、封筒の開封部を封印すること。
- （7）入札回数は、3回以内とする。
- （8）開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札をする。この場合において、前回の入札に参加した者のうち無効又は失格の入札をした者は、これに参加することができない。
- （9）開札の結果、落札すべき価格について同一価格の入札が2以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- （10）郵送による入札は、不可とする。
- （11）入札金額の記載に当たって、年間業務価格の金額を記載することとする。
- （12）落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （1）入札の資格、入札に関する条件に違反した者の入札
- （2）1つの入札について同一の者（他の代理人として入札した場合を含む。）が2以上の入札書を提出した入札
- （3）金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札又は金額を訂正した入札
- （4）入札書の事業名称、商号若しくは名称のいずれかが記載されず、若しくは記載に重大な誤りがあり、又は入札書の押印のない入札書による入札
- （5）誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札
- （6）虚偽の申請又は届出を行った者のした入札
- （7）連合等の不正行為によってされたと認められる入札
- （8）その他入札条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

福知山市財務規則第118条の規定により設定された予定価格以内であって、最低価格の入札をした者を落札者とする。

10 質疑

入札に関して質疑がある場合は、指定の質問書に質疑内容を記入の上、ファックス又はメールにて提出すること。

(1) 質疑提出期間 公告日から入札日の2営業日前の午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 質疑提出先 福知山市上下水道部経営総務課管理係

(3) 質問回答日 入札日前日の午後5時までとし、参加資格「有」の者全員に電子メール又はファックスで回答を行う。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

11 入札からの排除

(1) 福知山市暴力団等排除措置要綱（平成23年福知山市告示第126号）に定める入札参加資格停止業者の入札参加資格は、認めない。

(2) 入札参加業者が契約の締結までの間に入札参加資格停止措置を受けたときは、当該入札参加資格を取り消し、当該入札参加資格停止業者が提出した入札書を無効とするものとする。

12 入札保証金

福知山市財務規則第117条第1項第3号により徴収しない。ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額を徴収する。

13 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を納付するものとする。この場合において、福知山市財務規則第117条第2項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、福知山市財務規則第148条第1項各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

14 契約書の作成の要否

必要

15 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

16 問合先

福知山市上下水道部経営総務課管理係

電話 0773-22-6503（直通）

ファックス 0773-22-6555

メール w-soumu■city.fukuchiyama.lg.jp。

ただし、■は@と読み替えること。